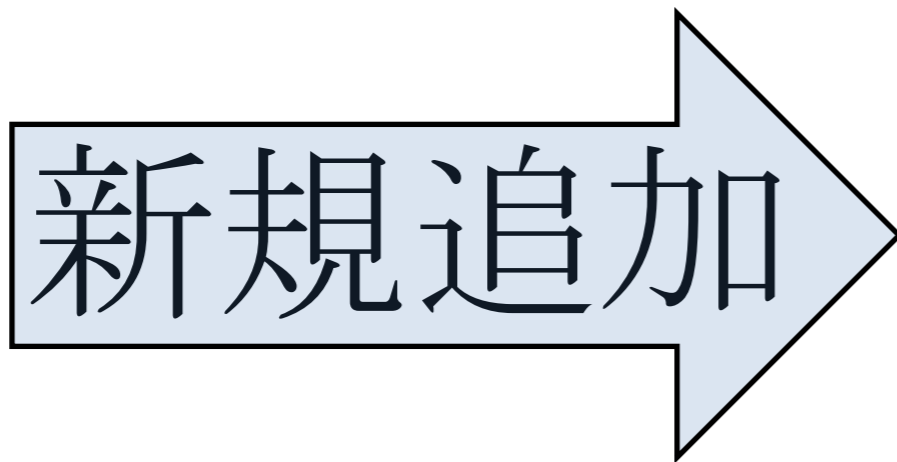


「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」(中間案) 新旧対照表(H29.8.31) ※ゴシック体は追加・修正箇所

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針 (旧)	犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針(平成29年度改定版) (新)
<p>1 総則</p> <p>(1) 指針策定の趣旨</p> <p>(2) 基本原則</p> <p>(3) 指針の方向性</p> <p>(4) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 見守り活動の促進 ロ 犯罪被害の対象となる人・者への接近の制御 ハ 地域における住民等の連帯意識・共同意識の向上 <p>(5) 指針適用の範囲</p>	<p>1 総則</p> <p>(1) 指針改定の趣旨</p> <p>(2) 基本原則</p> <p>(3) 指針の方向性</p> <p>(4) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 照度・見通しの確保 ロ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御 ハ 地域での住民等の連帯意識・共同意識の向上 ニ 企業・団体との連携 ホ 防犯設備の効果的な活用 <p>(5) 指針適用の範囲</p>
<p>2 児童等の安全確保のための指針</p> <p>(1) 学校等の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 学校等への不審者進入防止体制の確立 ロ 児童等の安全を守るための設備等の整備 ハ 学校、地域、家庭が連携した安全で安心な学校づくり <p>(2) 通学路等の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 通学路の安全点検と要注意箇所の把握 ロ 登下校時の児童等の安全の確保 	<p>2 児童等の安全確保のための指針</p> <p>(1) 学校等の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 学校等への不審者進入防止体制の確立 ロ 児童等の安全を守るための設備等の整備 ハ 学校、地域、家庭が連携した安全で安心な学校づくり <p>(2) 通学路等の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 通学路の安全点検と要注意箇所の把握 ロ 登下校時の児童等の安全の確保 ハ 被害防止教育の推進
<p>3 道路等の犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する指針</p> <p>(1) 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 必要な照度の確保 ロ 見通しの確保と死角の排除 ハ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御 <p>(2) 公園</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 必要な照度の確保 ロ 見通しの確保と死角の排除 <p>(3) 自動車及び自転車駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 必要な照度の確保 ロ 見通しの確保と死角の排除 ハ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御 ニ チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置 ホ 管理人の配置及び防犯カメラの設置等による管理体制・安全体制の整備 <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 避難場所・通報場所の確保 ロ 緊急通報装置、防犯ベル等の設置 	<p>3 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針</p> <p>(1) 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 必要な照度の確保 ロ 見通しの確保と死角の排除 ハ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御 <p>(2) 公園</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 必要な照度の確保 ロ 見通しの確保と死角の排除 <p>(3) 自動車及び自転車駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 必要な照度の確保 ロ 見通しの確保と死角の排除 ハ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御 ニ チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置 ホ 管理人の配置及び防犯カメラの設置等による管理体制・安全体制の整備 <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 避難場所・通報場所の確保 ロ 緊急通報装置、防犯警報設備等の設置

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針(旧)	平成29年度版犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針(新)
<p>4 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針</p> <p>(1) 住宅の種類</p> <p>イ 共同住宅</p> <p>ロ 一戸建て住宅</p> <p>(2) 共同住宅</p> <p>イ 共用部分</p> <p>ロ 専用部分</p> <p>(3) 一戸建て住宅</p> <p>イ 敷地内</p> <p>ロ 住戸部分</p>	<p>4 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針</p> <p>(1) 住宅の種類</p> <p>イ 共同住宅</p> <p>ロ 一戸建て住宅</p> <p>(2) 共同住宅</p> <p>イ 共用部分</p> <p>ロ 専用部分</p> <p>(3) 一戸建て住宅</p> <p>イ 敷地内</p> <p>ロ 住戸部分</p>
<p>5 深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針</p> <p>(1) 安全対策の推進</p> <p>(2) 安全な店舗（構造等）の普及</p> <p>イ 出入口</p> <p>ロ ショーウィンドウ、窓</p> <p>ハ 照明設備</p> <p>ニ カウンター</p> <p>ホ レジ、金庫等</p> <p>ヘ 防犯設備</p> <p>ト 駐車場の配置</p> <p>(3) 安全体制の整備</p> <p>イ 安全対策の責任者</p> <p>ロ 警戒要領</p> <p>ハ 従業員に対する指導</p> <p>ニ 現金の管理</p> <p>(4) その他</p>	<p>5 深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針</p> <p>(1) 安全対策の推進</p> <p>(2) 安全な店舗（構造等）の普及</p> <p>イ 出入口</p> <p>ロ ショーウィンドウ、窓</p> <p>ハ 照明設備</p> <p>ニ カウンター</p> <p>ホ レジ、金庫等</p> <p>ヘ 防犯設備</p> <p>ト 現金自動預払機等（ATM）</p> <p>チ 駐車場の配置</p> <p>(3) 安全体制の整備</p> <p>イ 安全対策の責任者</p> <p>ロ 警戒要領</p> <p>ハ 従業員に対する指導</p> <p>ニ 現金の管理</p> <p>(4) その他</p>
	<p>6 大規模小売店舗等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針</p> <p>(1) 安全対策の推進</p> <p>(2) 安全な店舗（構造等）の普及</p> <p>イ 出入口</p> <p>ロ ゴミ置場</p> <p>ハ 窓</p> <p>ニ エレベーターホール及びエレベーター</p> <p>ホ 階段</p> <p>ヘ 商品陳列棚</p> <p>ト 試着室</p> <p>チ レジカウンター</p>



新規追加

	リ レジ、金庫
	ヌ 子ども広場、ゲームコーナー等
	ル トイレ
	ヲ 現金自動預払機等（ＡＴＭ）
	ワ 駐車場等
	(3) 防犯設備
	イ 防犯設備の設置
	ロ 防犯カメラ
	(4) 安全体制の整備
	イ 安全対策の責任者
	ロ 警戒要領
	ハ 現金の管理
	(5) 地域との連携等
7	社会福祉施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針
	(1) 安全対策の推進
	(2) 施設利用者の安全を守るための設備の整備
	イ 敷地内への不審者侵入防止対策
	ロ 敷地内での不審者の発見・排除対策
	ハ 防犯設備の日常の点検
	ニ 防犯カメラの効果的な活用
	(3) 施設利用者の安全を守るための防犯対策
	イ 所内の体制と職員の共通理解
	ロ 来訪者の確認の徹底
	ハ 安全を守るための器具等の整備
	ニ 安全を守るための訓練の実施
	ホ 施設開放時等の安全確保
	ヘ 地域や関係機関等との連携